

平成二十七年県議会二月定例会

自民改革会議 一般質問 東堂陽一県議

私は、自民改革会議所属議員として、通告に従い、一括質問方式により、知事、関係部局長及び教育長にお伺いいたします。

1

はじめに、人口減少社会における多文化共生の取り組みについて伺います。

昨年十二月の「静岡県的人口減少対策への提言」中のデータによりますと、平成二十五

年の本県の外国人の社会増減数はマイナス五千二百人ほどで、これは、全国で最も多い減少数となっています。

総務省の、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数の調査によると、私の地元
の掛川市でも、外国人の社会増減数はマイナス三百人ほどで、県内で最も多くの外国人が
居住している浜松市では、マイナス二千三百人ほどとなっています。

これらの減少は、リーマンショック後の、

製造業を中心とする、雇用の場の減少の影響等によるものと考えられていますが、裏を返せば、本県はそれだけ、これまで外国人の労働力を積極的に生かしてきた地域であると言えます。

国は、昨年改訂した「日本再興戦略」の中で、高度外国人材が日本で活躍できる環境を整備するとともに、外国人技能実習制度の見直しなどにより、外国人材の活用拡大を目指しています。

そのような状況の中にあつて、本県は、外国人の力を生かす先進県であつて欲しいと考
えます。そのことが、県土を支える外国人の
一定の増加となつて、人口減少の抑制や、こ
のグローバルな時代を生き抜く、地域の活力
維持にもつながっていくのではないでし
ょうか。

先の提言では、多文化共生の先進地の形成
によつて、外国人を呼び込んでいくことが重
要である趣旨が書かれています。が、**人口減少**

社会への対策として、多文化共生の視点から
どう取り組んでいくのか、県の所見を伺いま
す。

次に、老朽空き家対策について伺います。

総務省が公表した平成二十五年住宅土地統
計調査によりますと、全国の空き家数は、約
八百二十万戸と、住宅総数に占める割合は、
十三・五パーセントとなっており、空き家の
数及び空き家の率ともに増加の一途をたどっ

ています。今後も、人口減少社会の到来に伴い、世帯数が減少し、住宅ストック数との不均衡が拡大することにより、さらに空き家が増加していくことが想定されます。

特に、人が住まなくなった空き家が、長期間放置されますと、老朽化による倒壊等の危険性が増大するほか、防災・防犯機能の低下や景観の悪化など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

一方、本県におきましても、平成二十五年

の住宅土地統計調査から、空き家の数は二十
七万戸、空き家率は、十六・三パーセントで
あり、空き家数、空き家率ともに過去最高の
数値となっています。また、別荘や賃貸用・
売却用の住宅を除いた空き家につきましても、
約八万三千戸となっており、前回の調査から
増加しています。このことから、県内の老朽
空き家につきましても、確実に増加している
ものと推測されます。

このような老朽空き家への対策としまして

は、除却することが有効な手段と考えますが、
「空き家を除却すると土地の固定資産税が数
倍に跳ね上がる」ことや「空き家の所有者の
特定が困難であり、行政が対策に取り組みに
くい」などの背景があり、老朽空き家を抱え
る全国の市町村では、その対策に苦慮してい
るところです。

これまで、増え続ける老朽空き家に対する
対策として、積極的に空き家対策に取り組ん
でいる自治体もあり、全国では四百を超える

自治体で空き家の適正管理に関する条例を制定していると聞いています。

このように、空き家問題が全国的な課題となっている中、昨年十一月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、空き家等に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られることとなりました。

この法律の施行によりまして、今後、空き家が適正に管理され、老朽空き家の発生が未然に防止されるとともに、危険な老朽空き家

の除却の促進が図られることを期待して
いますが、**どのように老朽空き家対策に取り組ん**
でいかれるのか、県の所見を伺います。

次に、イノシシ被害対策の取り組みについ

て伺います。

野生鳥獣による農林産物被害は、農林業従
事者をはじめ、市町や関係者皆様の御努力に
より減少傾向にあるということですが、実感
とは異なるものがありますし、依然としてそ

の被害額は多額で大きな問題となっています。

県内の被害の状況を地域別に見てみますと、

伊豆・東部地域では、二ホンジカの被害が最

も多く、被害額の五十二・三パーセントを占

めています。中部地域や西部地域では、逆

にイノシシによる被害が深刻で、被害額に占

める割合も中部地域では三十七・七パーセン

ト、西部地域においては五十二・六パーセン

トと非常に高くなっており、地域の特徴が現

れております。

獣種別では、イノシシによる被害が最も多く、被害額の三十六・五パーセントを占めています。

私の地元の掛川市でも、イノシシの被害は甚大で、被害額全体の約七十パーセントを占めている現状にあります。

丹精込めて生産した作物が被害にあうことは、生産者の意欲に及ぼす影響も非常に大きいものがあります。

このような状況から、イノシシ被害を低減

するためには、積極的なイノシシの捕獲に向けた取り組みが必要と考えるところでありま
す。

そこで、県におけるイノシシの捕獲に向け
た取り組みについて伺います。

また、平成二十五年九月議会で、県の研究
所におけるイノシシの被害対策の取り組みに
ついて質問しましたところ、森林・林業研究
センターが、イノシシを効率的かつ安全に捕

獲するための研究を開始し、イノシシの行動範囲などを調査するほか、安全かつ簡単に設置できるわな具等の開発に取り組むとの答弁がありました。

この研究は、実施期間が平成二十七年度までであると承知しておりますが、特に被害が深刻化している中山間地域の農林業者の期待が大きいことから、これまでに得られた研究成果について伺います。

次に、気候変動による雨量の増加に対応し

た河川整備について伺います。

近年、地球温暖化による気候の変動等に伴い、全国的に豪雨が頻発しており、浸水被害や土砂災害を引き起こすような、一時間当たり百ミリメートルに近い降雨も珍しくなくなっています。

今年度も広島における土砂災害をはじめ、全国各地で豪雨による水害・土砂災害が発生し、災害の危険性が高まっております。

県内においても、昨年十月に来襲した台風

十八号に伴う豪雨により、静岡市を中心として総雨量四百ミリメートルを超えた地域もあり、県内の多くの地域で床上浸水などの大きな浸水被害が発生しました。

私の住む掛川市においては総雨量二百五十ミリメートルを超え、百戸程度の床下・床上浸水が発生し、寝たきりの高齢者の住宅が床上浸水になるなど、大変心配される状況も聞きました。

このように、これまでの想定を超える降雨

が頻発すること、県民の水害に対する不安が高まっています。

昨年九月定例会では、局地的な降雨に対応するため河川の点検・巡視の徹底を図り、優先度の高いところから浚渫等の対策を重点的に実施していくとの答弁がありました。

河川の適切な維持管理は、県民にとって喜ばしいことであり、着実な事業の実施を期待するものであります。

しかしながら、こうした対策も重要であり

ますが、あくまでも現状の流下能力を最大限に発揮させるための対策であり、抜本的な対策としては、河道の拡幅などの河川改修や遊水地の整備を併せて進めていくことが大変重要であります。

これまでも河川改修等に取り組んでいただき、浸水被害の軽減など事業効果が表れておりますが、今後の河川整備を行うに当たっては、近年の雨の降り方を見ますと増加する雨量に対しては、長期的な視点に立って、河川

断面が今の計画のまままで良いのか検討する必要があるのではないかと考えます。

県管理河川の現在の整備率が、一時間当たり五十ミリメートルの降雨に対して五十三パーセント程度とされる一方で、気候変動により雨量が増加していると言われる中、県内各地で想定を上回る豪雨による浸水被害が心配されます。

そこで、雨量の増加に対応した河川整備について、全県的にどのように考えているのか、

県の所見を伺います。

次に、原子力災害時における要配慮者の避

難対策について伺います。

県では、現在、原子力災害の発生に備え避

難計画を策定しているところでありませう。こ

の計画については、浜岡原子力発電所から三

十一キロメートル圏内である原子力災害対策

重点区域にかかる十一市町の住民、約九十五

万人の避難先確保に向け、南海トラフ巨大地

震との複合災害も想定し、県内や隣接県にとどまらず関東甲信地方や北陸地方の都県との間で協議を進めているところであり、早期の策定を期待するものです。

一方で、避難計画の実効性をより高めていくことも重要です。今月六日には、原子力防災訓練のうち、現地での実働訓練が、私の地元、掛川市を含む周辺市町で実施されたところですが、この訓練においては、住民の避難だけでなく、病院の入院患者や福祉施設の入所

者等の要配慮者の搬送の訓練も行っています。

東日本大震災においては、福島県で広域的

な避難が行われましたが、地震と津波に加え、

原子力災害が発生した状況で、現場は混乱し、

特に、避難において支援が必要な高齢者など

の要配慮者への配慮を十分行うことができず、

移動中や移動後にお亡くなりになられた方も

いたと聞いています。

このような状況を考えると、今回のような

訓練を行うことは本当に必要であると思いま

す。しかし、発災時には、訓練と同様に円滑に搬送ができるとは限らず、即座に避難することが困難となる場合も想定する必要があると思われま

す。県では、原子力災害時に迅速な避難が困難な要配慮者が一時退避する施設について、窓等を気密化した上で、空気浄化フィルターを設置する放射線防護機能の整備を、御前崎市内の四施設において進めているところであり、これは、現実的な対応として評価できるもの

であります。この程、対象となる地域が、発電所から五キロメートル以内から、十キロメートル以内まで拡大されたことから、より積極的に取り組む必要があると考えますが、県の所見を伺います。

また、放射線量が高くなり避難が必要な場合でも、市町において避難誘導等に従事する職員は、災害対策拠点となる施設にとどまり災害対応を続けなければならないことが考えられます。一定期間は業務が継続できるよう

市町の拠点施設についても放射線防護機能の整備が可能とされたと聞いていますが、併せてこの取組についてお伺いします。

次に、道徳の教科化へ向けた取り組みについて伺います。

昨年十月、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会より「道徳に係る教育課程の改善等について」答申がまとめられました。

答申では、道徳の時間においてその特質を

生かした授業が行われていない場合があることや発達の段階が上がるにつれ、授業に対する児童生徒の受け止めがよくない状況にあるなどの課題が指摘されています。

文部科学省が平成二十四年五月から六月に掛けて実施した「道徳教育実施状況調査」の結果を見ると、「指導の効果を把握することが困難」と回答した小中学校の割合が約四十五パーセント、「効果的な指導方法が分からない」が約三十五パーセント、「適切な教材の

入手が難しい」が約三十二パーセントとなっ
ていました。これだけの割合で課題を感じて
いる小中学校がある現状を踏まえると、道徳
教育に関する指導の改善を図っていく必要が
あるのではないのでしょうか。

また、答申では、道徳の時間を教育課程上
「特別の教科 道徳」として新たに位置付け
るとされ、教科化に当たっては、検定教科書
を使用すること、多様で効果的な指導方法を
工夫することなどが示されているところであ

ります。

二月五日の新聞では、そうした答申内容が反映された形で、学習指導要領の改定案が文部科学省より公表されたことが報道されました。

「特別の教科 道徳」の完全実施の時期は、教科書の作成、検定、採択の期間において、小学校は、平成三十年、中学校は翌三十一年度を予定されているようですが、それまでの移行期間に各学校、各教員に対し、県教育

委員会として、道徳教育の改善の必要性や改訂される学習指導要領の内容、効果的な指導方法等について周知を図ることで、各学校において完全実施に向けた着実な取組が進められなければなりません。

そこで、道徳の教科化へ向けて、今後、県教育委員会としてどのような取組を行っていくか、教育長に伺います。

最後に、いじめ防止対策について伺います。

平成二十三年十月に発生した大津市におけるいじめ自殺事件は、三年を経過した今現在であっても記憶に鮮明に残っており、絶対に風化させてはならないことであると感じております。

この社会問題化した事件を受けて、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、平成二十五年九月にいじめの対応を法律化した「いじめ防止対策推進法」が制定され、一年以上が経過したところであります。各学校に

においては、法律の制定を受けて、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組んできたことと思います。

昨年十月十六日に公表されました、文部科学省の調査によりますと、静岡県内の学校におけるいじめ認知件数は、合計で四千五百二十九件であり、平成二十四年度の調査と比べると大きく減少しています。

これは、いじめが社会問題化したことや法律が制定されたことにより、いじめに対する

児童生徒の意識が高まり、結果的にそれが抑止効果となったと考えることができると思います。また、各学校において、いじめの問題に対して、これまで以上に未然防止、早期発見、早期解決に取り組んできたことの成果でもあるでしょう。

しかしながら、未だにいじめの根絶とはならず、学校現場では大きな問題にならなくても、いじめで苦しむ生徒は後を絶ちません。

他県においては、法施行後においても、いじ

めが原因で自殺したとされる生徒が出ているとの報道が複数なされているところでありま
す。

また、いじめの内容を見ますと、スマートフォンを使ったラインやツイッターなどのSNSを介したいじめなど、教員や保護者などの大人の見えないところで行われるケースも多く発生しており、こうした社会の変化に対応した対策も求められます。

いじめへの対策は、児童生徒や教員はもと

より、保護者をも含めてすべての関係者に対して法律の趣旨が十分に浸透し、いじめが根絶するまで、対策をさらに充実、強化していくことが必要であると考えています。

そこで、いじめ防止対策推進法制定後一年余りを経過した今、県教育委員会として、いじめの根絶に向けて今後どのように取り組んでいくのか、教育長の所見を伺います。

以上について、答弁を求めます。